

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和3年3月4日(2021.3.4)

【公表番号】特表2017-505854(P2017-505854A)

【公表日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2017-008

【出願番号】特願2016-552266(P2016-552266)

【国際特許分類】

C 11 D	7/32	(2006.01)
C 11 D	7/22	(2006.01)
C 11 D	7/38	(2006.01)
C 11 D	17/06	(2006.01)
C 11 D	7/54	(2006.01)

【F I】

C 11 D	7/32
C 11 D	7/22
C 11 D	7/38
C 11 D	17/06
C 11 D	7/54

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年1月7日(2021.1.7)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) 80～99質量%の範囲の、メチルグリシン二酢酸(MGDA)、及びそのアルカリ金属塩から選択された少なくとも1種のキレート剤、並びに、

(B) 1～20質量%の範囲の、アルカリにより部分的に又は完全に中和された、少なくとも1種の(メタ)アクリル酸の単独重合体又は共重合体、

を含み、単独重合体又は共重合体(B)が、1200～30000g/molの範囲の、それぞれの遊離酸を標準としたゲル浸透クロマトグラフィーにより測定された平均分子量M_wを有する、i)粉末又はii)顆粒の製造方法(ここで、パーセンテージが、前記粉末又は前記顆粒の固形分に対するものである)であって、

前記方法が、

(a)水の存在下で前記少なくとも1種のキレート剤(A)及び前記少なくとも1種の単独重合体又は共重合体(B)を混合し、溶液を形成する工程と、

(b)少なくとも125℃の注入温度を有するガスを用いる噴霧乾燥又は噴霧造粒により前記水の大部分を除去する工程と、

を含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

キレート剤(A)が、MGDAの三ナトリウム塩である請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記単独重合体又は共重合体(B)がポリアクリル酸の過ナトリウム塩から選択される請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

前記単独重合体又は共重合体(B)が、(メタ)アクリル酸と、1分子当たり少なくとも1つのスルホン酸基を持つコモノマーとの共重合体から選択される請求項1から3のいずれか一項に記載の方法。

【請求項5】

粉末又は顆粒であって、

(A) 80~99質量%の範囲の、メチルグリシン二酢酸(MGDA)及びそのアルカリ金属塩から選択された少なくとも1種のキレート剤、並びに、

(B) 1~20質量%の範囲の、アルカリにより部分的に又は完全に中和された、少なくとも1種の(メタ)アクリル酸の単独重合体又は共重合体、該単独重合体又は共重合体が、1200~30000g/molの範囲の、それぞれの遊離酸を標準としたゲル浸透クロマトグラフィーにより測定された平均分子量M_wを有し、

(パーセンテージが前記粉末又は顆粒の固形分に対するものである)
を分子的分散形態で含むことを特徴とする粉末又は顆粒。

【請求項6】

1~20質量%の範囲の残留水分含有量を有する請求項5に記載の粉末又は顆粒。

【請求項7】

1μmから0.1mm未満の範囲の平均粒子直径を有する粉末から、及び、0.1mm~2mmの範囲の平均粒子直径を有する顆粒からの平均直径を有する請求項5又は6に記載の粉末又は顆粒。

【請求項8】

キレート剤(A)が、MGDAの三ナトリウム塩である請求項5から7のいずれか一項に記載の粉末又は顆粒。

【請求項9】

前記単独重合体又は共重合体(B)がポリアクリル酸の過ナトリウム塩から選択される請求項5から8のいずれか一項に記載の粉末又は顆粒。

【請求項10】

前記単独重合体又は共重合体(B)が、(メタ)アクリル酸と、1分子当たり少なくとも1つのスルホン酸基を持つコモノマーとの共重合体から選択される請求項5から9のいずれか一項に記載の粉末又は顆粒。

【請求項11】

請求項5から10のいずれか一項に記載の粉末又は顆粒を纖維又は硬質表面用の洗浄剤の製造に使用する方法であって、前記洗浄剤が少なくとも1種のペルオキシ化合物を含むことを特徴とする使用方法。

【請求項12】

少なくとも1種のペルオキシ化合物が、過炭酸塩、過硫酸塩及び過ホウ酸塩から選択される請求項11に記載の使用方法。

【請求項13】

少なくとも1種のペルオキシ化合物、及び、少なくとも1種の、請求項5から10のいずれか一項に記載の粉末又は顆粒を含む洗浄剤。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0071

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0071】

この明細書において、「分子的分散の形態で」という用語は、本発明の粉末及び本発明の顆粒の粒子の全部または大部分、例えば少なくとも80%は、キレート剤(A)及び重合体(B)を含むという構成をもたらす。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】 0 0 7 5

【訂正方法】 変更

【訂正の内容】

【0 0 7 5】

本発明の一実施態様において、「分子的分散の形態で」という用語は、基本的には本発明の粉末及び本発明の顆粒の全ての粒子が80～99質量%のキレート剤(A)及び1～20質量%の単独重合体又は共重合体(B)を含むという構成をも、もたらし、ここで、前記パーセンテージがそれぞれに粉末又は顆粒の固形分に対するものである。